

災害時におけるボランティア支援活動

災害時において、民生・児童委員等、関連機関と連携するとともに、市の要請により、武蔵村山市、武蔵村山市ボランティア・市民活動センターとの三者で、災害ボランティアセンターの設置運営をします。そのため、平時より両機関と連携し、災害ボランティアセンターの設置、運営準備や訓練等を実施します。また、北多摩西部ブロックのボランティア・市民活動センターとも連携し、災害ボランティアセンターに関する情報交換や研修を行います。

市の要請による災害時の支援

市の要請により、下記のとおり、災害時の支援活動を行います。

① 災害時における福祉避難所の開設等

災害時において、市の避難行動要支援者対策の一環として、身体障害者福祉センターにて、福祉避難所を開設します。

② 災害時における緊急搬送

災害時及びそのおそれがある場合において、市の要請により、本会が所有する車輛を使用し、要援護者及びその支援者を避難所又は医療機関等へ搬送します。